

# P T A 規 約



## 練馬区立大泉北小学校 P T A

— この規約書は6年間使用しますので、大事に保管してください。—  
(総会には必ずお持ち下さい。)

平成30年3月 改正版

# 練馬区立大泉北小学校PTA規約

## 第一章 名称

- 第1条 本会は練馬区立大泉北小学校PTAと称し、事務局を大泉北小学校（所在地：東京都練馬区大泉町4丁目28番22号）に置く。

## 第二章 目的と活動

- 第2条 本会は保護者と教師が協力して児童の幸福な成長を図ることを目的とし、次の活動を行う。
1. 家庭と学校との連携を密にし、よりよい児童に育てる。
  2. よりよい保護者、教職員となるよう、互いに研究・修養する。
  3. 児童の生活環境をよく整える。

## 第三章 方針

- 第3条 本会は教育を本旨とする民主団体で、次の方針に従って活動する。
1. 本会のいかなる活動も会員の意志によるものであり、他からの支配、統制、干渉を受けない。
  2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為は行わない。
  3. 本会と学校は相互に干渉することなく、尊重しあう。

## 第四章 会員

- 第4条 本会を組織する会員の次の通りとする。
1. 本校に在籍する児童の保護者。
  2. 本校に勤務する校長、副校長、及び教職員。
- 第5条 会員は定められた会費を納めなければならない。

## 第五章 会計

- 第6条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。
- 第7条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 第8条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第9条 本会の会費は総会によって決定する。

## 第六章 執行部役員

第10条 本会の執行部役員は次の通りとする。

- 1、会長 1名（保護者）
- 2、副会長 5名（保護者4名、副校長）
- 3、書記 3名（保護者2名、教諭1名）
- 4、会計 3名（保護者2名、教諭1名）

但し、必要がある場合には運営委員会の決議をもって当該年度に限り、副会長以下を増員する事ができる。

第11条 執行部役員は、選考部において選出され、総会に報告され、承認を得て決定される。

第12条 執行部役員の任期は1年とし、他の委員を兼ねる事はできない。  
なお、本人の意思による場合に限り再任を妨げない。

第13条 執行部役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、一切の会務を統括し、総ての会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故有る時はその職務を代行する。
3. 書記は総会及びその他の会の議事を記録し、又、その他の庶務を行う。
4. 会計は総会で決定、承認された予算・決算報告に基づいて一切の会計事務を行う。又、本会の財産を管理する。

## 第七章 会計監査委員

第14条 本会の経理を監査するため、会計監査委員を2名おく。（保護者2名）

第15条 会計監査委員は、選考委員会において選出され、総会に報告され、承認を得て決定される。

第16条 会計監査委員は本会の経理を随時監査し、総会において監査結果を報告する。

第17条 会計監査委員の任期は一年とし、再任を妨げないが、他の委員を兼ねることはできない。

## 第八章 学級代表委員

- 第18条 本会の目的を達成するために、学級代表委員を選出し、学年、学級の活動を行う。
- 第19条 学級代表委員は、学級より選出された委員と共に、担任と協力し、各種活動を行う。

## 第九章 各部活動

- 第20条 本会の目的を達成するために、次の各部活動を行う。
1. 文化・広報部（各学級1名、顧問教諭1名）
    - イ. 会員相互の親睦を図り、教養を高め、健康管理及び維持のため、会を企画し、実施する。
    - ロ. 機関紙「けやき」を発行し、その他の広報活動及び情報収集・伝達を行う。
  2. 校外部（各地区1名以上、顧問教諭1名）
    - イ. 校外における児童の補導と交通安全を確保するために活動を行う。
    - ロ. 児童の集団活動の指導をするとともに、地域社会の環境をより教育的に改善するよう務める。
  3. 避難拠点PTA部（各学級1名、顧問教諭1名）
    - イ. 避難拠点運営連絡会が平常時に行う活動（訓練の実施や地域の方々への防災知識を広めるなど）に参加、協力し、地域での防災の力を高める。
    - ロ. 実際の災害時は、自宅や近隣の安全確保を最優先とする。現部員及び部員経験者又はそれに順ずる役員経験者等、避難拠点運営訓練経験者は、練馬区避難拠点要員の指導に従い、避難拠点運営に協力するよう努める。
  4. ベルマーク部（各学級1名、顧問教諭1名）
    - イ. 自分たちの学校の設備を充実させると共に、様々な教育のための援助につなげる。
    - ロ. 日常生活用品などに付いているベルマークを集め、購入するまでの作業をし、その他の活動及び情報収集・伝達を行う。

## 第十章 会議

第21条 本会は総会、役員会、運営委員会、各部会、並びに選考部を置く。  
(PTA組織図参照)

第21条の2 臨時委員会

1. PTAの諸活動のうち、役員会、各部会及び選考委員会だけでは処理できない活動の必要が生じた場合、運営委員会にて承認された時、一時的に臨時委員会を設置することができる。
2. 臨時委員会はその活動終了と同時に解散する。
3. 設置期間中、臨時委員は必要ある時、運営委員会に出席する。

第22条 校長はいずれの会にも出席し、助言することができる。

第23条 選考部の構成と任務は次の通りとする。

1. 構成……保護者より5～10名及び副校長。
2. 任務……保護者より執行部役員、会計監査委員及び次期選考委員の候補者を選出する。
3. 前項によって選出された各執行部役員、会計監査委員及び選考委員の候補者を総会において報告し、承認を得る。
4. 選考委員は次期の執行部役員となることはできない。

## 第十一章 総会

第24条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第25条 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は原則として年度当初と年度末に開催する。

第26条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、又は全会員の1/5の要求があった時に開催する。

第27条 総会は全会員の1/5(委任状を含む)をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって成立する。

第28条 総会は次の事項を行う。

1. 本会の事業の大綱。
2. 予算の承認、決算報告の承認。
3. 役員、会計監査委員、選考委員及び臨時委員の承認、決定。
4. その他、本会の目的を達成するための事項。

## 第十二章 規約改正

第29条 この規約の改正は、総会における出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 第十三章 細則

第30条 本会の運営に関し、必要な細則は運営委員会が決め、細則を設定し、又、改廃したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第十四章 附則

第31条 本規約の制定及び改正

昭和61年2月13日	本会設立及び本規則の制定施行
昭和63年3月	改正
平成5年2月	改正
平成6年2月	改正
平成9年2月	改正
平成10年2月	改正
平成12年2月	改正
平成17年2月	改正
平成23年2月	改正
平成25年2月	改正
平成27年2月	改正
平成30年3月	改正

## 《 細 則 》

慶弔金 会員に次に記載する慶事・弔事・災害などがあった場合、本会は本会の定めに従って慶弔金を贈る。その金額は、以下の金額を参考とし、状況に応じて運営委員会で決議される。

### 1. 慶事

教職員の結婚 10,000円

### 2. 弔事

児童 10,000円

保護者 10,000円

教職員 10,000円

教職員の一親等・配偶者 5,000円

3. 教職員が転任・退職した時は記念品を贈る。

4. 災害等が発生した時は運営委員会で審議する。

5. 事情により運営委員会を開く余裕のない時は、執行部役員協議により決議、次回の運営委員会に報告する。

### 執行部役員及び委員の選出時期

1. 執行部役員、会計監査委員及び選考委員 前年度中

2. 校外部員 前年度中

3. その他の委員は新年度保護者会にて選出する。

4. 必要に応じて各学級より協力委員を選出する。

5. 必要に応じて臨時委員を選出する。